

平成 20 年

第 4 回市議会定例会 議案第 93 号

函館市国民健康保険条例の一部改正について

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 20 年 12 月 11 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例（昭和 44 年函館市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし，規則で定める場合には，これに 3 万円を限度として規則で定める額を加算するものとする。

附 則

- 1 この条例は，平成 21 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条第 1 項の規定は，この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し，同日前の出産に係る出産育児一時金については，なお従前の例による。

（提案理由）

健康保険法施行令の一部改正を考慮し，35 万円に 3 万円を限度として加算した出産育児一時金を支給することができることとするため